

# 秘密保持契約書

\_\_\_\_\_ (以下「甲」という) と データテック株式会社 (以下「乙」という) とは、甲が乙に委託するデータ復旧作業のために甲が乙に開示する甲の秘密事項の取扱いに関し、次の通り契約する。

## 第1条 (定義)

本契約における秘密事項とは、甲が乙にデータ復旧を依頼する記録媒体に保存された情報全てをいう。

## 第2条 (秘密保持義務)

- ①乙は、前条による秘密事項を第三者に開示もしくは漏洩しないものとする。ただし、事前に甲より書面による承諾を得た場合はこの限りではない。
- ②前項の甲の事前承諾を得た場合であっても、乙は、当該第三者が本契約上の乙の義務と同等の義務を甲に対して負う旨を確約する書面を甲に提出するものとし、甲がこれを受理するまでは、当該第三者に対し前条の秘密事項を開示しないものとする。
- ③当該第三者に秘密事項を開示した後は、乙は当該第三者と連帯して甲に対してかかる義務の履行につき責任を有するものとする。

## 第3条 (使用目的)

乙は、本契約により開示される秘密事項を、データ復旧の目的のためにのみ使用し、それ以外の目的には一切使用しないものとする。

## 第4条 (開示の範囲)

- ①乙は、第1条により開示された秘密事項を、乙の役員又は従業員であって本件に従事し、業務遂行上当該秘密事項を知る必要がある者に限り、その必要な範囲内でのみ開示するものとする。乙は、当該役員または従業員に対して本契約で定めた事項については、その義務を遵守させるものとする。
- ②乙は、前項に基づき乙の役員又は従業員に秘密事項を開示するときは、甲に対しその氏名及び開示する秘密事項の範囲および内容を書面にて通知し、甲の承認を得るものとする。また、変更する場合も同様とする。

## 第5条 (複製)

乙は、秘密事項である記録媒体に保存された情報を複製又は複写しないものとする。ただし、本件の業務遂行上必要な複製又は複写はこの限りではない。複製又は複写を行った秘密事項は作業完了時に完全に消去・抹消するものとする。

## 第6条 (調査権)

甲は乙に対して予告をして、乙の営業時間中いつでも乙の事業所に立ち入り、本契約上の乙の義務の履行状況を調査できるものとする。

第7条（損害金）

乙又は第2条の第三者に起因する事由により、秘密事項が漏洩したことにより甲が損害を蒙った場合には、損害賠償を請求できるものとする。但し、本契約による義務の履行につき乙に懈怠のなかったことが明らかになった場合はこの限りでない。

第8条（協議事項）

甲及び乙は、本契約に定めのない事項が生じたとき、又は本契約の条項の解釈について疑義が生じたときは、相互に協議の上誠意をもって解決にあたるものとする。

以上、本契約成立の証として、本書2通作成し、甲乙は記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成 年 月 日

(甲) (住 所)  
(会社名)  
(代表者)

印

(乙) (住 所) 北海道札幌市北区北6条西1丁目3番8号  
38山京ビル7F  
(会社名) データテック株式会社  
(代表者) 代表取締役 吉原 利博

印